

柏崎市美術品購入選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市において、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）別表第6に規定する財産の買入に係る金額を超える美術品を購入するに当たり、その選定及び評価を適正かつ円滑に行うことを目的として、柏崎市美術品購入選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市が購入する美術品の選定に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、美術に関する専門知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する答申の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は、率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保するため、原則として非公開とする。

4 会議の審議結果を明らかにするため、会議の議事概要等を作成するものとする。

(謝 礼 等)

第 7 条 委員の謝礼は、1 回につき 1 3 , 0 0 0 円とする。

2 委員が委員会に出席したときは、本市の定める規定による旅費を支給する。

(守 秘 義 務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶 務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会文化・生涯学習課において処理する。

(雑 則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。